

橿原市監査公表第4号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項及び第4項の規定に基づく定期監査を橿原市監査基準（令和2年橿原市監査公表第4号）に準拠し実施したので、その結果を同条第9項の規定により公表します。

令和7年3月28日

橿原市監査委員	久保田幸治
橿原市監査委員	中面達也
橿原市監査委員	奥田寛

令和6年度監査の結果報告について

第1 監査の対象

1 対象部局

企画戦略部	秘書広報課、企画政策課、情報システム課、人権政策課、飛騨コミュニティセンター、大久保コミュニティセンター
総務部	総務課、危機管理課、市民協働課、市民窓口課
財務部	財政課、資産経営課、契約検査課、収税課
魅力創造部	地域振興課、観光政策課、世界遺産登録推進課
こども部	こども家庭課、こども未来課、第1こども園、第2こども園、第3こども園、畝傍南幼稚園、耳成幼稚園、白橿幼稚園、耳成西幼稚園
健康スポーツ部	健康増進課、保険年金課、スポーツ推進課
福祉部	福祉総務課、障がい福祉課、長寿介護課
環境部	環境政策課、資源循環課
都市デザイン部	都市計画課、企業立地推進室、公園緑地景観課、農政課
都市マネジメント部	住宅政策課、建築安全推進課、庁舎整備室
会計課	
教育委員会事務局	教育総務課、学校教育課、人権・地域教育課、生涯学習課、中央公民館、こども発達支援課
学校	小学校 畝傍南小学校、畝傍北小学校、香久山小学校、白橿小学校、耳成南小学校、真菅北小学校、畝傍東小学校
	中学校 八木中学校、大成中学校、光陽中学校、橿原中学校
農業委員会事務局	

給付金事業室

2 対象事務

令和6年度財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理（必要に応じて過年度分も対象とした。）

第2 監査の期間

令和6年7月16日から令和7年3月25日まで

第3 監査委員の就退任

監査委員 高橋圭一は令和7年2月10日に退任し、その後任として奥田寛が同月19日に就任し、監査を執行した。

第4 監査の着眼点

財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理が法令等に適合し、正確で、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めているかを主眼とし、下記の項目を重点項目として実施した。

1 随意契約

地方公共団体の契約締結方法の例外である随意契約に係る事務について、業者選定や契約価格の検証等が適正に行われているか。

2 補助金等交付事務

市が交付する補助金等について、交付決定から変更承認、確定に至るまでの一連の事務が法令等に則り適正に行われているか、各段階における審査が適正に実施されているか。

第5 監査の実施内容

財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理について、事前に関係課等から必要な資料の提出を求め、監査当日に関係職員から事情聴取するとともに、関係書類や台帳等の点検又は確認を行うことにより、加えて事務の執行が適正かつ合理的、効率的に行われているかという行政監査の視点も持ち、決算審査及び例月出納検査とも有機的に連携して監査を実施した。

また、必要に応じて物品等の照合・確認を実施した。

第6 監査の日程

財務部、福祉部

令和6年7月16日から同年8月26日まで

企画戦略部

令和6年8月16日から同年9月25日まで

魅力創造部、こども部（保育所・幼稚園を除く。）

令和6年9月13日から同年10月25日まで

教育委員会事務局、学校、こども部（保育所・幼稚園）

令和6年10月16日から同年11月25日まで

総務部、会計課、農業委員会事務局

令和6年11月15日から同年12月25日まで

健康スポーツ部、環境部

令和6年12月16日から令和7年1月27日まで

都市デザイン部、都市マネジメント部、給付金事業室

令和7年1月17日から同年2月25日まで

第7 監査の結果

前記の記載事項のとおり監査した限りにおいて、各部局室の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理については、関係法令等に基づき、おおむね適正に執行されていたが、次に掲げる指摘事項については是正又は改善の必要があると認められた。

これら指摘事項について、措置を講じたときは、地方自治法第199条第14項の規定に基づき、当該措置の内容を監査委員に通知されたい。

1 指摘事項

(1) 随意契約について＜重点項目＞

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項の規定による次に掲げる随意契約において、当該仕様書に本来記述してはならない契約金額相当額の記述があった。

- ・機械器具修繕料（総務部市民窓口課）
- ・電子入札システム使用料（財務部契約検査課）
- ・橿原市子育て世帯訪問支援事業委託料（こども部こども家庭課）
- ・介護予防事業委託料（福祉部長寿介護課）
- ・建物総合管理業務委託料（都市デザイン部農政課）
- ・学校・地域パートナーシップ事業委託料（教育委員会事務局人権・地域教育課）
- ・建物維持業務等委託料（教育委員会事務局生涯学習課）

(2) 補助金等交付事務＜重点項目＞

ア 補助金額誤りについて

橿原市集会所建設事業補助金について、橿原市集会所建設事業補助金交付要綱（平成12年橿原市告示第47号）第4条に規定する補助対象経費の2分の1以内の額を超えて、令和6年度分の補助金を過剰に支出していた。（総務部市民協働課）

イ 補助対象経費の非該当について

次に掲げる補助金について、橿原市における特定の団体等に対する補助金等交付要綱（平成25年橿原市告示第95号）別表に規定する補助対象経費の範囲に該当しない経費が計上され、令和5年度分の補助金の額の確定が行われていた。

- ・ 地区民生児童委員協議会補助金（福祉部福祉総務課）
補助対象外経費 協賛金
- ・ 橿原市吹奏楽団育成補助金（教育委員会事務局生涯学習課）
補助対象外経費 備品購入費
- ・ 橿原音楽協会育成補助金（教育委員会事務局生涯学習課）
補助対象外経費 手数料

(3) その他の指摘事項

ア 旅費の不支給について

橿原市の一般職の職員等の旅費に関する条例（昭和31年橿原市条例第29号）第6条に規定する普通旅費について、支給対象であるにもかかわらず、支給されていなかった。（魅力創造部地域振興課、魅力創造部世界遺産登録推進課）

イ 備品管理について

備品の管理については、橿原市会計規則（昭和39年橿原市規則第10号。以下「会計規則」という。）第59条において「課等において使用中の物品の保管は、当該課等の長がこれに当たるものとする。」と、同第60条において「1物件ごとに備品ラベル等により市有備品であることを表示しなければならない。」と定められている。

従来から、備品については各所属に対して抽出監査を行い、備品台帳に登載されているが所在不明なもの、他課等に移管しているが管理換えが行われていないもの、破損等により使用不能となっているが廃棄処分が行われていないもの等について口頭により指導してきたが、財産の適正管理の意識が希薄である

といわざるを得ない。次に掲げる所属においては、抽出監査を行った備品の一部について、会計規則に基づく適正な管理がされていなかった。

- ・ 備品台帳への登載漏れ（企画戦略部秘書広報課）
- ・ 備品台帳の廃棄手続き漏れ（総務部市民窓口課、総務部危機管理課、都市マネジメント部住宅政策課）
- ・ 備品ラベルの貼付漏れ（企画戦略部秘書広報課、企画戦略部飛騨コミュニティセンター）

ウ 小中学校における理科薬品の管理に対する指導について

橿原市立小中学校における理科薬品管理要領（平成22年12月改訂）（以下「薬品管理要領」という。）において、「薬品別管理票（様式3）は、購入年月日又は使用年月日、購入先又は使用目的（単元名等）、購入数量、使用数量、現在保管量をその都度記載し、取扱者が押印（実際に取り扱った教諭の印）すること。」と定められている。

しかし、一部の小中学校においては、抽出監査を行った薬品の一部について、薬品別管理票に記載すべき事項の記載漏れ、記載誤り、取扱者の押印漏れ等が見受けられ、薬品管理要領に基づく適正な指導がなされていなかった。（教育委員会事務局教育総務課）

2 指導事項

（1）その他の指導事項

ア 公金等の取扱いについて

公金等の取扱いについて、現金管理簿等の一部記載漏れ及び確認漏れが見受けられたため、各課で作成している公金取扱マニュアル（以下「マニュアル」という。）に沿った取扱いを徹底されたい。また、整備が不十分なマニュアルが一部見受けられたため、早急に見直しを行ったうえ、適正な公金管理を徹底されたい。

イ 時間外勤務について

時間外勤務については、他律的業務の指定を受けることなく月45時間を超える時間外勤務、同一所属内での時間外勤務の一部職員への偏り及び慢性化が見受けられた。また他律的業務の長期間にわたる指定等、制度の形骸化も懸念されるところである。

今後においては、管理職を含む職場全体の労働の実態を的確に把握し、デジタル技術等を活用して業務の効率化及び生産性の向上を図り、職員の心身の健康を守るため、長時間勤務を縮減するよう努められたい。

なお、前記のほか、会計管理者への調定通知漏れ、起案等の決裁区分誤りや決裁印漏れ等、事務処理の誤謬やチェック機能が十分でなかったこと等に起因するものが散見されたので、今後の事務の執行において適正に処理するよう留意されたい。

第8 意見

1 債権管理について

債権を管理する各所管課においては、公平性の確保という観点から、適正な債権管理に取り組まれているところであるが、引き続き新たに未収金を発生させない予防措置をとるとともに、未収金の早期解消に努め、収入未済額を縮減されたい。

2 予算の執行について

予算の執行においては、計画的な事業の進行管理を行い、繰り越すことなく年度内に完了されたい。なお、やむを得ない理由により翌年度へ繰り越す事業については、1日も早く完了し、市民の利用に供するよう努められたい。

3 公共交通事業促進業務について

公共交通事業促進業務は、公共交通のうち、鉄道及びバスの利用が不便な地域の移動手段の確保策として、一定の地域を定めて実情に応じて行う実証運行である。令和5年度を初年度とし、3年間の実証運行を予定されているが、これまでの利用実績は、費用対効果の観点から、若干の改善はみられるものの低調な状況は変わらない。この実証運行の結果を十分に分析し、後続の事業の実施については慎重に判断されたい。（都市デザイン部都市計画課）